

国土交通省告示第二百六十四号

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行規則（平成六年建設省令第二十六号）第八条第二項、第十条ただし書、第十一条第二項、第十五条第三項の規定に基づき、車いす使用者の利用上支障がない廊下等の部分等を次のように定める。

平成十五年三月二十五日

国土交通大臣 林 寛子

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行規則の規定により車いす使用者の利用上支障がない廊下等の部分等を定める件

第一 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第八条第二項に規定する車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分は、車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる廊下等の部分とする。

第二 規則第十条ただし書に規定する車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、階段が車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずるものである場合とする。

第三 規則第十一条第二項に規定する車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分は、車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる傾斜路の部分とする。

第四 規則第十五条第三項に規定する車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分は、車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分とする。

附 則

この告示は、平成十五年四月一日から施行する。